

環境保全型農業直接支払交付金の概要

環境こだわり農産物の生産とあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実施した場合に、予算の範囲内で支援されます。



主な制度の変更点は、1ページをご覧ください。

申請に必要な書類の様式は滋賀県のホームページに掲載します。

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
「環境保全型農業直接支払交付金
(環境こだわり農産物の栽培に対する支援)」

滋賀県 環境保全型農業直接支払交付金

検索



- 注1 詳細な提出書類については、事前に各市町の担当窓口へご確認願います。
注2 環境こだわり農産物認証制度については、最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお尋ね願います。

STOP! 農業濁水!!

水稲では「水田からの濁水の流出防止」が交付金の要件となっています。



STOP! 農業濁水



畦塗り作業

目次

主な制度の変更点等のお知らせ	P	1
支援対象取組一覧	P	2
支援対象者、支援要件等、環境こだわり農産物の生産	P	3
支援対象となる取組・作物(全国共通取組)	P	6
// (地域特認取組)	P	11
技術資料	P	18
IPMの実践指標	P	24
みどりのチェックシート	P	29
申請手続き	P	30
お問い合わせ窓口		裏表紙

主な制度の変更点

1. 環境こだわり農産物の認証申請先の一部変更

申請団体が複数地域に構成員を持つ場合、申請者の住所地を管轄する農業農村振興事務所へ環境こだわり農産物の認証申請書類を提出することとなっていました。令和6年度からは、構成員の住所地を管轄する農業農村振興事務所へそれぞれ申請に必要な書類を提出するように変更となり、申請者は複数の農業農村振興事務所へ申請することとなります。

※環境保全型農業直接支払交付金の申請先は従来どおり市町の担当窓口です。

2. 令和7年度からの制度変更について

令和7年度から緩効性肥料の使用を要件とする支援対象取組ではプラスチックを利用した緩効性肥料は使用できなくなります。

また、令和7年度に制度改正が検討されており、支援対象取組の項目や支援要件等が変更となる可能性がございますのでご注意ください。

環直交付金以外の有機農業への支援事業

有機転換推進事業

(みどりの食料システム戦略緊急対策交付金)

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機栽培由来の種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援されます。

【対象者】 ア 国際水準の有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から国際水準の有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)

【対象農地】 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

【単 価】 2万円/10a以内

※ 本事業の申請受付を行うことが難しい市町等もあるため、市町にあらかじめ本事業の申請が可能かどうかご確認ください。

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

支援対象取組一覧

<環境保全効果> 温：地球温暖化防止
生：生物多様性保全
水：水質保全

	取組名	対象	単価（上限） （円/10a）	環境保全 効果	頁
全国 共通 取組	① カバークロップ	全作物	6,000	温	6
	② リビングマルチ	全作物	5,400	温	7
			3,200 <small>（小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合）</small>		
	③ 草生栽培	果樹・茶	5,000	温	8
	⑤ 有機農業	全作物	12,000 <small>（2,000円加算措置あり）</small> 3,000 <small>（そば等雑穀・飼料作物）</small>	温・生	
	⑥ 堆肥の施用	全作物	4,400	温	9
	⑱ 不耕起播種	麦・大豆	3,000	温	
	⑲ 長期中干し	水稻	800	温	10
⑳ 秋耕	水稻	800	温		
地域 特認 取組	④ 冬期湛水管理	水稻※	8,000	生	11
			7,000 <small>（①畦補強を行わない場合）</small>		
			5,000 <small>（②有機質肥料施用実態がない場合）</small>		
			4,000 <small>（①、②の両方に該当）</small>		
	⑦ 炭の投入	水稻※、野菜、 果樹、茶	5,000	温	12
	⑧ IPMの実践、畦畔の人手 除草および長期中干し	水稻※	4,000	温・生	
	⑨ 希少魚種等保全 水田の設置	水稻※	3,000	生	13
	⑪ 緩効性肥料の利用 および長期中干し	水稻※	4,000	温・水	
	⑫ 緩効性肥料の利用 および省耕起	露地野菜	8,000	温	14
	⑬ 水田ビオトープ	水稻※	4,000 3,000 <small>（作溝作業を実施しない場合）</small>	生	
	⑭ 水田の生態系に 配慮した雑草管理	水稻※	4,000	生	15
	⑮ IPMの実践	露地野菜	4,000	生	
		施設野菜、 果樹、茶	8,000		
⑯ 在来草種の草生による 天敵利用	果樹	4,000	生	16	
⑰ 緩効性肥料の利用 および深耕	茶	8,000	温		
⑳ 殺虫殺菌剤・化学肥料を 使用しない栽培	水稻※	6,000	生	17	
取組拡大加算	有機農業の新 規取組指導	4,000	新規取組者の面積あたり		

（注）※地域特認取組の水稻では、飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません

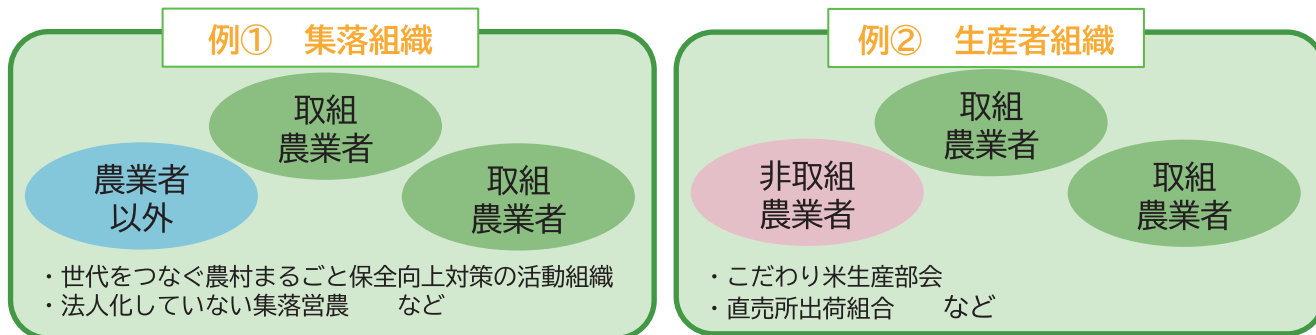
- ・「麦、大豆、小豆、飼料作物、そば、はとむぎ、なたね、花き」は全国共通取組の対象になりますが、地域特認取組の対象とはなりません
- ・予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます
- 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります
- ・ひとつのほ場において、1取組分の作付面積までが支援の対象となります

I 支援対象者

販売を目的として生産を行う農業者等（以下の1または2の要件を満たす）が支援対象となります。

1 農業者の組織する団体

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む複数の農業者等で構成され、団体の規約と代表者を定め、口座を開設していることが必要です。



2 個人・法人

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は以下の①または②のいずれかを満たし、市町が特に認める場合に対象となります。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上、または当該市町における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2（12.6 ha）以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）

II 支援要件等

1 みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施

持続可能な農業生産に係る取組を実施した「みどりのチェックシート」を提出する必要がある項目

- ① みどりのチェックシート
- ② 「環境負荷低減のチェックシート」
- ③ 「環境負荷低減のチェックシート」

「みどりのチェックシート」は令和6年度より廃止になっています。

令和6年度以降は「環境負荷低減のチェックシート」を提出してください。

- ・ 何に取り組んだことによって✓を入れたのかを記帳した書類を保管するようにしてください
- ※ GAP指導員等による抽出検査の際に取組内容の確認や、証明する書類の開示を求めることがあります。

環境負荷低減

- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 農作業安全

2 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）の実施

交付金を受けている農業者全員が、次のページの「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

活動内容の選択メニュー（（1）～（12）のいずれか1つ以上に取り組む）

○環境保全型農業の技術向上に関する活動

- （1）技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- （2）実証ほの設置等による環境保全型農業の実証・調査
- （3）先駆的農業者等による技術指導
- （4）環境保全型農業に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- （5）ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

○環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動

- （6）地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- （7）土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定

○その他

- （8）耕作放棄地を復旧し、当該農地で環境保全型農業を実施
- （9）中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施
（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- （10）農業生産に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- （11）その他環境保全型農業の実施を推進する活動
- （12）事業実施年度末までに特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける
（令和6年1月現在において、滋賀県内で特定区域となっている市町はありません。このため、認定を申請できません。）

Ⅲ 環境こだわり農産物の生産

1 栽培基準

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」、「周辺環境に配慮した農薬の使用」、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用
- ・ 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を適正に使用（「滋賀県 農作物病害虫雑草防除基準」で検索してください。）

2 認証制度

- ・ 生産者・ほ場一覧表を農作物、作型等ごとに定める時期に県（農業農村振興事務所農産普及課）へ提出する
- ・ ほ場看板は播種または定植の10日前までに設置する（水稻、果樹、茶については遅くとも4月30日までに設置する。）